

＊学校感染症について＊

以下の病気は学校感染症に指定されており、学校感染症にかかったら、出席停止扱いとなります。
登校する場合は医師の治癒証明書（登校許可証明書）が必要です。

インフルエンザ・コロナウイルス感染症に関しては、「再登校届（保護者記入）」をご提出ください。

登校許可証明書について

小金井市内の医療機関の場合（詳しくは「小金井市医師会所属の医療機関一覧」をご覧ください）、登校許可証明書の用紙があれば文書料がかかりません。（費用は市で負担します）

市内の一部の医療機関、市外の医療機関では文書料が自己負担となります。受診された医療機関の窓口でご確認ください。

【出席停止扱いとなる感染症】

病 名	出 席 停 止 期 間（＊１）	再登校の際に 提出する書類
インフルエンザ	発症した後 5 日間を経過し、 <u>かつ解熱した後、2 日を経過するまで</u>	「再登校届」 (保護者記入)
コロナウイルス感染症	発症した後 5 日間を経過し、 <u>かつ症状が軽快した後、1 日を経過するまで</u>	
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌療法が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱したのち 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	唾液腺の腫脹後 5 日を経過し、全身状態が良好になるまで	
風疹	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
咽頭結膜炎	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症	全身症状が安定し、医師により集団生活に支障がないと認めるまで	
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
感染性胃腸炎（＊２）	症状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで	
溶連菌感染症	適切な抗菌剤投与後 24 時間以上経過し、医師により集団生活に 支障がないと認めるまで	

（＊１）医師の判断により出席期間が増えることも減ることもあることに留意ください。

（＊２）その他の感染症に含まれます。ノロウイルス感染症だけではないことに留意ください。

※流行状況によって上記以外の感染症が出席停止になる可能性があります。

【出席停止扱いとならない感染症】

マイコプラズマ感染症	出席停止とはなりません 「登校許可証明書」の提出も必要ありません
手足口病	
伝染性紅斑（りんご病）	
伝染性膿痂疹（とびひ）	
伝染性軟属腫（みずいぼ）	
アタマジラミ	